

平成 29 年度 第 2 回江南市国民健康保険運営協議会 会議録

● 日 時 平成 29 年 8 月 17 日 (木) 午後 2 時～午後 3 時

● 場 所 江南市役所 本庁舎 3 階 第 2 委員会室

● 出席者 出席委員 12 名

被保険者代表 古田嘉且 大竹典子 西川よし子 原朋子

療養取扱機関代表 渡部敬俊 大平誠 伊藤雅敏

公益代表 石川明二 服部正三郎 今井敦六 佐橋一子

被用者保険等保険者代表 中村美葉子

欠席委員 1 名

療養取扱機関代表 細野和久

傍聴者数 1 名

- 議 題
- 1 議事録署名者の選出
 - 2 諮問事項の協議
 - 3 その他の報告事項

■ 議事

会長	<p>【1. 議事録署名者の選出】</p> <p>【2. 諮問事項の協議】</p> <p>第 1 号 国民健康保険税の仮算定の廃止及び納付回数の見直しについて</p> <p>第 2 号 国民健康保険税の資産割の廃止について</p> <p>それでは議題 2「諮問第 1 号 国民健康保険税の仮算定の廃止及び納付回数 の見直しについて」を議題とします。事務局より前回説明しましたが、他に 追加説明はありますか。</p>
----	---

事務局	<p>繰り返しとなりますが、納付回数が減るということで、1回あたりの負担が増えるといった点がデメリットになりますが、県内の状況では8回としている市町村が最も多く約半数を占めています。納付回数や納付時期によって、年税額が変わるわけではありませんので、納税者の方には丁寧に説明してご理解いただきたいと考えています。</p> <p>その他、補足説明はありませんので、よろしくお願いします。</p>
会長	<p>ただ今の説明にもありましたように、特に付け加えることはないということです。仮算定を無くし、現在10回の納期を8回にするという諮問案ですが、これにつきましてご意見ありませんか。</p>
委員	<p>春日井や犬山など、仮算定をやっていない市で、6月本算定で納付回数が10回となっていますが、こういうことはできないのですか。</p>
事務局	<p>6月本算定、10回納期というところも尾張地方にはありますけれども、そのあたりはシステムの違いや組織体制の違いもあり、なかなか同様にというのは難しいところです。ただ、そのようにやっているところに聞きますと、やはり所得の情報不安定で修正も多いので、固めるには時期が早すぎたというような実感を聞いています。その辺も勘案しまして、そのまま8月の本算定と考えているところです。</p>
会長	<p>被保険者の委員さんはどうですか？</p>
委員	<p>10回から8回に減らすので、1回あたりの金額が増えるということはありますけれども、従前から仮算定と本算定があり分かりにくい面がありましたので、そういうことから考えますと、本算定1回にして8回納期は、理解が得られるのではないかと思います。</p>
会長	<p>他にはどうでしょうか。</p>
委員	<p>例えば7月からは無理なんでしょうか？</p> <p>それと、先ほどから話に出ているように、納期数を少なくすると、どうしても1回あたりの負担額が大きくなりますので、そのあたりは事務局はどう考えていますか。</p>
事務局	<p>江南市におきましては、扶養の紐づけや所得未申告の方の情報など、国保税</p>

	<p>を賦課するうえで必要となる情報が固まる時期が7月の下旬でありますことから、本算定を8月上旬に行って年税額を決定しています。本算定の時期を7月に前倒しするためには、6月中に前年の申告情報は元より、その他の賦課に必要な情報も確定する必要があります。保険年金課のみならず税務課の事務処理体制の強化も必要となり、実現は困難な状況にあると考えていますので、事務局案としましては、本算定はこれまでどおり8月としたいと考えています。</p> <p>また金額につきましては、資料の3ページにありますが、廃止の際には、今まで1,000円未満を切り捨て、端数を最初の月の納期に持ってきていましたが、それを100円単位での端数処理にし、なるべく平準化することによって、負担の均等化を図っていきたいと考えています。</p>
<p>会長</p>	<p>他にご意見はありますか。</p>
<p>委員</p>	<p>本算定期間について、他の市町村が7月にできて、江南市は時期的にできないというのは、市民に対して説明がつくのでしょうか。これだけたくさんの市町村が7月でやっていて、8月が少ないほうです。ただ単にできませんというのでは説明が付きにくいと思うのですが。</p>
<p>—— 休憩 ——</p>	<p>—— 休憩 ——</p>
<p>—— 再開 ——</p>	<p>—— 再開 ——</p>
<p>事務局</p>	<p>仮算定の有無に関わらず、7月の本算定という市は多いですが、経緯としまして、江南市は以前から8月本算定でやってきましたが、他市は元々7月本算定が多かったわけです。江南市が7月本算定を行うには、先ほども申し上げたように、扶養の紐づけや所得未申告の方の情報を整理する時間がないため、7月本算定は難しいと考えています。</p>
<p>委員</p>	<p>諮問事項説明書の変更理由に書いてあるとおり、前年の所得が確定するのが7月になってしまうのだったら、8月位にしかできないのだろうと思います。7月に同じことをやろうとすると、できていないものを確定しなければいけないこともあり、できないということかなと思います。それはそれで納得するしかないと思います。</p> <p>他の市がどうして7月にできるかという、6月までにやっつけようとしてやっているとと思うのですが、実際問題として7月までかかることは</p>

委員	あると思うものですから、それはそのままでもいいかと思います。
会長	説明ができれば、それでいいです。
会長	他に何か意見はありますか。
委員	<p>ないようでしたら、諮問第1号 国民健康保険税の仮算定の廃止及び納付回数の見直しについて、賛否を取らせていただきますが、どうでしょうか。ご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは、異議なしということでお認めしまして、答申を出して報告をいたします。</p> <p>答申の文案その他につきましては、事務局と私どもにお任せいただけますか。</p> <p>(異議なし)</p>
委員	ありがとうございました。
事務局	<p>それでは続きまして、「諮問第2号 国民健康保険税の資産割の廃止について」を議題といたします。事務局より補足説明がありましたらお願いします。</p> <p>繰り返しになりますが、資産割として賦課しています約2億6,100万円を所得割・均等割・平等割でどう負担していくのか、さらに平成30年度の制度改正により保険税総額が上がった場合に、どれだけ影響があるのかを加味して負担割合を検討していかなくてはいけないなど、非常に難しい課題がありますが、時代の流れとともに、土地があるから経済的に安定しているといったことも当てはまらなくなっていますことから、資産割廃止の検討をお願いするものです。</p> <p>補足説明はありません。よろしくお願いします。</p>
会長	説明どおり、前回から付け加えることはないということです。諮問第2号につきまして、何かご意見はありますか。

委員	<p>4方式、3方式、2方式と、土地の価値といったものが、だんだん今様に変わってきているのですが、この2方式をとっている名古屋市と東海市ですが、以前から変わらず2方式となっていますが、何か特別な意味があるのですか。</p>
事務局	<p>2方式といいますのは、所得割と均等割に課税をして、資産割と平等割では課税をしない方式のことです。今の後期高齢者医療保険制度が採用している方式です。2市が2方式を採用している理由としましては、近年、1人世帯の割合が増えていまして、世帯人数に関わらず一律に同一料金を課す平等割は不平等ではないかという考えから、平等割を課税対象から外したのではないかと思います。江南市としましては、愛知県の方針に基づいて、3方式を採用していきたいと考えているものです。</p>
委員	<p>この後、3方式から2方式に移行することはありますか。</p>
事務局	<p>平成30年度の制度改正時においては、愛知県は3方式を標準方式と位置付けていますが、県内でも、名古屋市は2方式、一方、田原市などは農業従事者が多いということで若年の自営業者が多いため、4方式をそのまま維持するだろうと考えられます。そういったことから県内でも様々な人口構造、産業形態がある中で、統一を図るのは非常に難しいと、愛知県ではそのように考えています。</p> <p>ゆくゆくは、2方式になるということも考えられないわけではないですが、現状、県からそういった考えは出ていませんので、しばらくはこの3方式を標準方式と定め、方向を位置付けていくものと考えています。</p>
会長	<p>被保険者の委員さんはどうですか。</p>
委員	<p>要するに、同じ所得があつて、それを元にして不動産を購入した場合と、そのまま貯蓄とした場合と、所得が同じでも保険税額が違ってくることになるわけですね。ですから、私個人的には、以前から国民健康保険税の賦課方式に資産割を入れるのはいかがなものかと、不公平感があるのではないかと疑問に思っていたので、所得に応じて金額が確定するというのは、より平等になるのではないかと考えます。愛知県の3方式に準じて4方式から3方式というのは妥当ではないかと思えます。</p>
会長	<p>私の個人的な感想ですが、江南市やこのあたりの状況をみますと、3方式か</p>

<p>委員</p>	<p>2方式かなという気はしています。やはり世帯自体の規模が縮小していますから・・・。ただ、2方式までいきなり持っていくかという問題は、また別ですが。</p> <p>他にどうですか。</p> <p>4方式でないのだめだとか、そういった意見はありますか。</p> <p>この3方式と4方式では、保険税がかなり変わるのですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>4方式の資産割ですが、2億6千万円ほどあるものを、どのように他の方式に転嫁するのかということです。いぶん変わってきます。</p> <p>そちらのパターンを8ページ以降にシミュレーションとして資料を添付しています。試算AからEで示していますけれども、例えば均等割・平等割を現在のまま据え置いたものが試算Bです。そうしますと、すべて所得割に転嫁しますので、所得の多い世帯に非常に大きく影響が出ます。逆に低所得の方々に影響が非常に少なく、さらに低所得の中で資産割を持ってみえる方についてはマイナスが生じる、ということを表したものです。これはどれがいいというよりも、どこに転嫁するとどういう影響があるのかを表したものですので、こちらのほうをベースに資産割のあり方を考えていただければと思います。</p> <p>金額ベースですと、やはり資産割の非常に大きい方につきましては、マイナス幅が10万円単位で生じることもありますし、逆に所得の多い方につきましては、10万円を超えるような転嫁が生じるということもあります。10ページ以降に試算AからEのパターンをモデル世帯で計算していますので、そちらを見ていただくといいと思います。例えば、11ページのモデル4につきましては、世帯主の営業所得が650万円の世帯で、妻が100万円の給与所得、4人世帯、固定資産税が8万円ほどといったケースですが、このような世帯は、割り振りによっては10万円を超えるような保険税の増加が予想されます。逆に、モデル3のように、所得がなくて固定資産だけある世帯につきましてはマイナスが生じるといったことが読み取れるわけです。資産割の分配の仕方によって、影響額が変わってくるということです。</p>
<p>委員</p>	<p>シミュレーションとして、試算AからEまで5つの試算が示されていますが、事務局としては、今のところどれが望ましいと考えているのか教えていただけますか。</p>

事務局	<p>江南市は、今まで基金の活用ですとか繰越金などによりまして、長年税率を据え置いてきたという経緯があります。そういった中で、広域化に伴い県の試算で示されました江南市の標準保険料率と現行を比較しますと、現行は所得割・均等割・平等割いずれも大きく下回っています。そうした現状を踏まえますと、例えば試算Bのように均等割・平等割をこのまま据え置いて全てを所得割に転嫁するよりは、標準とされています保険料率を念頭にシミュレーションを繰り返して、影響額の度合いを見ながら各々に転嫁するのが望ましいのかなと考えています。試算AからEにつきましては、あくまでもモデル試算ということで、どのへんにどのように税率あるいは金額を設定したらどのような影響が出るのかを表したものですので、この5つの試算にとらわれることなく、シミュレーションを繰り返しながらどこに転嫁するのか考えていきたいと思えます。</p> <p>9月の下旬に、県のほうから今年度の被保険者数および課税情報を用いた試算結果が改めて公表されますので、そちらに示されます情報を参考に、資産割の是非についても判断いただければいいのかなと考えています。</p>
<p>—— 休憩 ——</p>	<p>—— 休憩 ——</p>
<p>—— 再開 ——</p>	<p>—— 再開 ——</p>
会長	<p>再開します。</p> <p>先ほどからいろいろご意見を頂戴していましたが、県からの標準保険料率の提示が9月下旬にあるということですので、結論については次回にさせていただくということで、どうでしょうか。県から標準保険料率が提示されてから、改めて協議するというところでどうですか。</p>
委員	<p>それを見たらうで決めるというのであれば、そのほうがいいと思えます。(標準保険料率が) こういうことになったから、このように決めたと協議できるのであれば、そのほうがいいのかなと思えます。</p>
会長	<p>それでは、「諮問第2号 国民健康保険税の資産割の廃止について」、次回結論を出したいと思えますので、よろしく願います。</p> <p>それでは、「議題3 その他の報告事項」ということですが、事務局より報告事項はありますか。</p>

委員	<p>1つだけお聞きしたいのですが、被保険者によっては、保険証ではなくて資格証明書を持っている方がいます。国民健康保険税を納めていない方がその証明書を持って医療機関にかかるといったものです。保険税を納めれば、また保険証に切り替えてもらえるわけですがけれども、その割合は分かかりますか。</p>
事務局	<p>資格証明書は、現在は出ておりません。</p>
委員	<p>資格証明書の方が0ということは、逆に、滞納がある方で保険証を持っていない人がたくさんいるということですか。</p>
事務局	<p>資格証明書ではなく、短期証で対応しています。</p>
委員	<p>では、短期証の割合を後日でかまいませんので教えてください。</p>
事務局	<p>分かりました。</p>
	<p>その他、事務局からは特に報告事項はありません。 なお、本日ご協議いただきました案件のうち、諮問第2号につきましては、結論が次回に持ち越しとなりました。次回の運営協議会は10月か11月に開催する方向で調整させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>これをもちまして、江南市国民健康保険運営協議会を閉会します。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>《平成29年度 第2回 江南市国民健康保険運営協議会 終了》</p>